

中央区協働推進会議

報告書

○● 平成21(2009)年10月 ●○

中央区協働推進会議

はじめに

このたび、中央区協働推進会議は、平成 18 年 3 月に策定された「中央区地域との協働指針」に基づいて、中央区の区民と行政の協働を推進するための今後のあり方を、最終報告書としてまとめ提出いたします。

中央区は、歴史と伝統に支えられ、同時に未来への大きな発展の要素を持ち合わせた豊かな魅力にあふれた区です。人口も年々増加し、新しいまちづくりの可能性が日々芽吹いているところです。その一方で、これまでの地域活動や伝統行事、文化的伝承の実際は、担い手の高齢化や新しい考え方との遭遇など変化の様相が顕著です。また、国際的、国内的にも、公共性に立脚した行政サービスの質的向上の重要性が謳われるとともに、まちづくりや子育て、福祉、環境、文化などの側面で住民参加や市民主体の活動の活性化が求められています。

本会議では、新しい形の公共のあり方として近年重要視されている市民活動と行政の協働のあり方を、この都心区として伝統と変革の双方の魅力にあふれた中央区の中で「中央区らしさ」を生かして追求していくためにはどのような「協働のすがた」が望ましいか、そしてそれを具体的に実現していくためにはどのような方法と内容を満たすべきであるかについて議論してきました。その詳細と私たちの願いは、報告書の中に込められていますが、その要点は区民と行政、そしてそれを支える町会・自治会などの地域団体、多くのボランティアや NPO（非営利団体）、市民活動団体、そして企業が、対等な立場で中央区の中の暮らしや文化を軸にして共に手を取り合い協力して豊かな地域を築くために語り合い、行動するという点に尽きます。その営みに関わる人々の中央区に寄せる思いが熱ければ熱いほど、その活力が中央区の「協働」を前進させていくことでしょう。

本報告書で示した 4 つの提案はそれぞれが「協働」という豊かな果実を実現するための種に過ぎません。それを本当の意味での実りあるものにするためには、すべての関係者がその種が根付く土壌を耕し、水をやることを怠ってはなりません。

この報告書に示された種子を区民の皆様の方で育てて、豊かな収穫へと結びつけて下さるようお願い申し上げます。

最後に本報告をまとめるにあたってご尽力いただいた方々に心からお礼申し上げます。

平成 21 年 10 月

中央区協働推進会議会長 瀧澤 利行

目 次

1. 中央区の協働推進における現状と課題	1
(1) 中央区の協働推進の現状	
(2) 中央区の協働推進の課題	
(3) 論点の整理	
2. 協働の推進に向けた4つの提案	6
(1) 中間支援のあり方	6
①基本的な考え方	
②中間支援拠点の機能	
③中間支援拠点の運営主体	
(2) 協働の仕組みづくり	10
①基本的な考え方	
②中央区における協働事業	
③中間支援拠点を中心とした協働事業のながれ	
(3) 選定・評価方法	16
①基本的な考え方	
②第三者審査機関の設置	
③協働事業の選定について	
④協働事業の評価のながれ	
(4) 協働のための人材育成方法	17
①基本的な考え方	
②中央区における3層による人材育成の仕組み	
(5) 協働のイメージ	20
資料	
1. 中央区協働推進会議について	21
2. 中央区協働推進会議（中間報告）に対する区民からの意見の概要 と本会議の考え方	24

1. 中央区の協働推進における現状と課題

(1) 中央区の協働推進の現状

急激な人口増加による多様なニーズ・価値観の広がり

新旧住民の接点の不足、近隣関係の希薄化

町会役員の高齢化など、地域活動の担い手の不足

中央区は、江戸開府以来からのさまざまな伝統行事や産業がいまなお継承され、歴史と豊かな文化に彩られています。また、銀座や日本橋、八重洲など日本を代表する商業地やビジネス街を有しており、4万4千余りの事業所を抱え、昼間人口は約65万人となっています。

一方、本区における近年の定住人口の推移をみると、平成9年に71,806人と過去最低を記録して以降、12年連続して増え続け、平成21年10月1日現在では113,326人となり、この12年間で増加は約4万人を超えています。

こうした急激な人口増加は、近年の社会経済情勢の変化に加え、区民の多様なニーズや価値観の広がりを一層加速させるとともに、これまで住民による強い地縁で結ばれてきた町会・自治会への未加入者の増加など、住民同士の連帯感が希薄化する傾向にあります。また、役員の高齢化やなり手不足は、町会等の共助機能の低下を招くなど、地域においても新たな課題を抱えているのが現状です。

こうした地域の課題がますます多様化する中で、区が区民一人ひとりの多様なニーズや価値観にきめ細かく対応していくためには、公平性・平等性が求められる行政だけの力では限界もあります。

このように地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、誰もがいきいきとした暮らしやすいまちをつくるためには、子育てや介護、環境保全、安全・安心など多くの課題に対して、町会・自治会、NPO法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体、企業などと区が力を合わせて取り組んでいく「協働」をより一層推進させていくことが求められています。幸いなことに昨今では、地域課題の解決に向けた住民参加の機運も高まってきています。

こうした動きは、「新しい形の公共」とも呼ばれており、地域の実情を最も理解する住民等が主体となることで、地域にとって最も適した形で課題の解決を行うことが可能となります。

本区では、区と社会貢献活動団体が共通の認識を持って快適な都心区としての中央区を実現していくため、「協働」の基本的な考え方や方向性などを明らかにした「地域との協働指針」を平成18年3月に策定しました。

中央区協働推進会議では、この協働指針に掲げた理念を実現し、実り豊かな協働活動を展開させる具体的な方策を提案することを目的に、議論を重ねてきました。

(2) 中央区の協働推進の課題

これからの行政には、住民自身が公共的なサービスの担い手となる協働に取り組むことで、よりきめ細やかな行政サービスを提供することが求められています。そのためにはより円滑に協働を進めていくための基盤づくりが必要です。しかしながら、中央区における協働推進の基本的な課題は、区との協働を進める上で、社会貢献活動団体と相互に検討する場がないことや、地域の課題解決に長年取り組んできた町会・自治会やボランティア活動団体と他の社会貢献活動団体との連携・協力が進まないことなどが挙げられます。

また、中央区においては、長い歴史や豊かな文化の土壌に根ざして、多くの事業所や繁華街に集う昼間人口を効果的に活用し、定住している住民との協力により、創意に満ちたさまざまな活動を展開していく「都心型協働社会」を実現していくことが望まれます。

そのため、従来から中央区の地域活動を支えてきた地域コミュニティの核である町会・自治会との協働活動の経緯や実績を重視しながら、ボランティア活動、さらにはNPOや市民活動などの新しい社会活動との地域社会ネットワークを構築し、多様で活力ある開かれた地域活動へと発展させていく必要があると考えられます。

具体的に協働推進を図っていくためには、次のような解決すべき課題が挙げられます。

【課題①】

区や社会貢献活動団体間の総合的なコーディネート機能や協働を相互に検討する場がない。

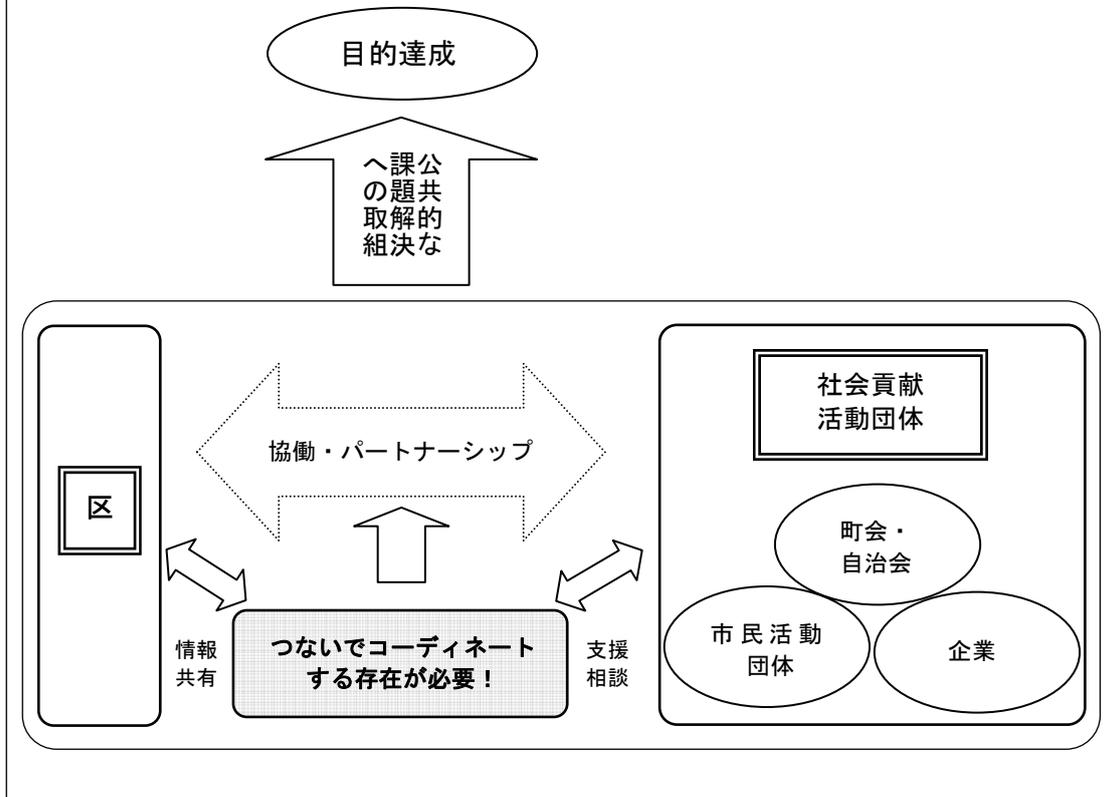
【課題②】

区が社会貢献活動団体との協働を進める上での仕組みや評価方法が決まっていない。

【課題③】

協働の担い手や区民ボランティアなどの人材の体系的な育成システムがない。

<協働推進のためのネットワーク>



「協働」とは <地域との協働指針より抜粋>

中央区における「協働」とは、「中央区をより良い地域社会として将来にわたって豊かに発展させていきたい」という意思のもとで、「区と公的なサービスを担うさまざまな団体が、お互いの特性や役割の違いを尊重し、共通の目的のもとに相乗効果を上げながら、公共的な課題の解決に取り組む活動」をいいます。

こうした活動を推進することにより、「地域での豊かな生活と文化を創造するとともに、その過程を通じて住民が主体的、創造的な地域づくりの担い手になっていくもの」と考えます。

区と社会貢献活動団体（町会・自治会、NPO 法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体、公益活動を実践する企業）がパートナーシップを築き、中央区における課題解決に向けて、一緒に取り組んでいくことが重要です。

(3) 論点の整理

こうした課題解決のためには、「地域との協働指針」において提起された協働活動推進のための方策を整理することによって、これから取り組むべき課題を以下のとおり、4つの領域に分けて議論することが必要であると考えました。

- ① 中央区の協働活動を推進していく上で必要となる区と市民活動をつなげる中間支援のあり方。
- ② 協働活動を具体的に進めるための仕組みづくり。
- ③ 協働事業を適正に評価し、さらに発展させていくための評価のあり方。
- ④ 中央区の協働活動を支える人材の育成方法。

協働推進におけるこの4つの課題の解決策を検討するために、中央区協働推進会議を設置し議論することとなりました。

2. 協働の推進に向けた4つの提案

(1) 中間支援のあり方

①基本的な考え方

本会議では、区と社会貢献活動団体との間を取り持つ中間支援のあり方を、どのような形態で取り組むべきかについて、多くの意見が交わされました。

中間支援の基本的な考え方として、区が社会貢献活動団体との協働を進めていくためには、町会・自治会、NPO法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体の活動の場や機会の確保をはじめ、関係行政機関や市民活動団体の紹介・連絡、地域ニーズと市民活動団体との橋渡しなどのコーディネート機能が求められています。このような機能を有機的に併せ持つ拠点として「中間支援拠点」を整備することによって、この協働の普及、促進を図っていくことにあります。

『NPO・ボランティア団体交流サロン』の機能を拡充

中央区では、平成16年から、区とNPO等との協働や情報交換を促進するため、日本橋小伝馬町にある「十思スクエア」2階に『NPO・ボランティア団体交流サロン』を開設し、NPO・ボランティア団体交流サロン管理運営委員会による運営がスタートしています。

NPO・ボランティア団体交流サロンは「活動のための会議をする場所がない」「チラシを作成したいけれども印刷費が……」「インターネットで情報収集をしたいけれども家にパソコンがない」といったNPO・ボランティアの皆さんの“困ったな”に応えるため、各種資料やインターネット検索のできるパソコンを設置し、打ち合わせや情報交換の場となるサロンを併設するなど、数々のサービスを提供しています。

利用に関しては事前に団体登録が必要ですが、施設内には80人（机使用時60人）定員の会議室、コピー機、印刷機、丁合機、紙折り機、シュレッダー、作業機などを揃えた事務室もあり、年末年始を除き、午前9時から午後10時まで開館しているため、多くの団体が利用しています。

平成21年度9月末現在の利用登録団体数は63団体。うちNPO法人が42団体、ボランティア団体等が21団体です。また団体の利用状況は年々増加傾向にあり、開設当初と比較すると、平成20年度は約6倍に伸びています。近

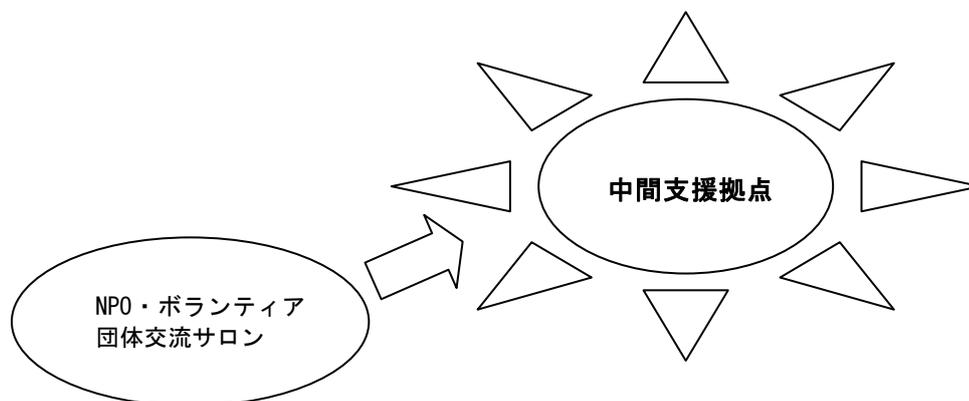
年では区民の方々の認知度も高まり、区と NPO やボランティア団体との協働、および NPO 等相互の情報交換の場として一定の機能を果たしています。しかしながら、日常的な相談体制や、団体間のコーディネート等の中間支援機能が十分に備わっていないことが目下の課題といえます。

活発な社会貢献活動を支援

そこで、今後は、この NPO・ボランティア団体交流サロンをさらに充実した機能を有する「中間支援拠点」へと成長させ、区民にとってよりわかりやすい一元的なサービスを提供できるような機関へと発展させていく必要があります。そして、中間支援拠点を中心に、町会・自治会、NPO 法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体、企業がつながることで地域力を向上させ、ネットワークによって新たにもたらされた情報やアイデア・技術・人材などを活かした公益的な活動を区が後押しし、きめ細やかな行政サービスへとつなげるような仕組みを構築していくべきであると考えます。

◆「中間支援拠点」の整備

「NPO・ボランティア団体交流サロン」の機能を拡充し、区と社会貢献活動団体をつなぐ新たな「中間支援拠点」へと整備して協働の普及促進を図ります。



②中間支援拠点の機能

この中間支援拠点の主な機能としては、以下のように考えられます。

- ア NPO 等、市民活動団体の活動の場や機会の確保
団体がスムーズな地域活動を継続できるよう区の情報や会議室・作業スペースを提供します。
- イ NPO・ボランティアなどの市民活動団体の紹介・連絡
市民活動団体に関する情報収集・発信、各支援機関が実施している助成金情報、市民活動情報の収集・提供、機関紙の発行等を行います。
- ウ 町会等地域ニーズと市民活動団体との橋渡し
活動団体間の交流や啓発イベントの開催、地域の課題解決に向けた話し合いの場（プラットフォーム）の形成等をサポートします。
- エ 協働事業のプログラム開発や事業提案・報告にあたっての支援
協働事業のコーディネートや企画案・提案書・報告書の作成支援や、団体と区との調整を行います。
- オ 協働に関する専門相談の実施
NPO 法人の設立、組織運営、協働事業遂行に関する専門的支援・相談・助言などを行います。
- カ 協働を推進する講座等の開催
市民活動、人材育成、協働に関するさまざまな講座を開催・運営します。

③中間支援拠点の運営主体

中間支援拠点の運営主体については、拠点機能を展開していくための事務局体制が整備されていること、また、ネットワーク形成とコーディネートに関する豊富なノウハウの蓄積、さらには区民への周知度および信用性があることが求められます。

こうしたことから、区内においてこれまで主に福祉分野を中心として、ボランティア活動に対する豊富な知識や経験を持つ「社会福祉協議会ボランティア区民活動センター」を社会貢献活動全般の総合的な窓口として位置づけ、区民にとってわかりやすい体制を整備していくことが求められます。

中間支援拠点の具体的な運営にあたっては、NPOをはじめ、市民活動全般に関する専門的な知識やサポート体制が求められることから、「社会福祉協議会ボランティア区民活動センター」の管理のもと、協働に関して高い専門性を有するNPO法人等に業務を委託して実施することにより、円滑な事業展開を図ることができるものと考えます。

また、この委託事業者については、公平性・公正性に配慮し、プロポーザル方式などにより、選定することが望ましいと考えます。

(2) 協働の仕組みづくり

①基本的な考え方

市民と行政がさまざまな公共性の高い事業を実施していく協働の仕組みづくりについては、これまでも他の自治体で事業提案を受け入れるいくつかの手法が試みられています。

中央区においても、社会貢献活動団体と協働して進めていく事業、いわゆる住民の社会参加としての協働事業の提案を受け入れる体制を整備することにより、協働の仕組みづくりを進めていきます。なお、協働事業について、区としていかなる形態で実施していくかは、今後の中央区の協働に関わる基本的課題であると考えます。協働事業の選定にあたっては、公平性、公正性を確保するため、第三者審査機関を設置し、協働事業選定基準を作成して実施していく必要があります。その選定に関しては、行政資源の効率的かつ公正な配分を前提としながら、市民のもつ創造性を最大限に生かす観点が求められます。

協働事業の形態については、先行区市町村での事例をもとに類型化すると、以下のような方式が考えられます。

ア 自由提案型

市民活動団体が課題を任意に設定して、自由な発想で企画提案します。

イ 課題設定型

区が協働で解決したい課題についてテーマを設定し、市民活動団体が具体的な協働事業の内容を企画提案します。

ウ 活動助成型

すでに活動している団体に対して、その活動の公共性、区の事業方針との合致性、活動の先駆性などの観点から、比較的少額の助成金を団体に助成します。

自由提案型の協働は、団体独自の専門性や先駆性を十分に活かし、行政がこれまで気づかなかった点や、既成概念にとらわれない新たな解決策の提案が期待できます。

他方、課題設定型の協働では、主に子育てや高齢者、環境対策などの行政課題に対して、協働により一定の成果を上げている分野を中心に、個々のニーズに応じたきめ細やかな行政サービスの充実が期待できます。

②中央区における協働事業

1) 中間支援拠点との連携

中央区における協働事業を円滑に進めるためには、中間支援拠点の役割は重要です。中間支援拠点にはさまざまな機能が求められますが、なかでも協働事業のプログラム開発や関係者間とのコーディネートは最も重要な役割と考えます。事業を提案する市民活動団体と区の担当部局が対等な関係での話し合いの場（プラットフォーム）が持てるよう調整し、団体と区がお互いの課題や情報を共有できるような関係を取り持つ要となります。

また、団体がスムーズに事業を実施できるよう提案書等の作成支援を行うとともに、協働事業の実施過程では、団体と区との調整役を担います。

以上の点から、本区の協働事業においては、中間支援拠点の位置づけ・役割が重要であり、以下の要点を踏まえた事業を実施していくべきであると考えます。

- ア 団体からの協働に関わる課題を広く受け止める窓口として、中間支援拠点を活用します。
- イ 中間支援拠点でのコーディネート機能を活かして市民活動の傾向や参加意欲等を把握しながら、区民の側からの協働に関するさまざまな提案を受け止めます。
- ウ 中間支援拠点を中心に区側の担当部署と検討を加え、協働課題を整理します。
- エ 各種の協議・調整にあたっては、中間支援拠点を窓口とし、協働事業のプログラム開発や提案にあたっての支援を行います。

2) 協働の形態

中央区における協働事業の形態については、自由提案型と課題設定型の 2 つの方式を併用するとともに、中間支援拠点や第三者審査機関を有効に活用していく柔軟な仕組みが必要であると考えます。

自由提案型は、市民活動団体からの自由な提案を受け、担当部局とマッチングを図る仕組みですが、門戸が広く、対象となる団体が多いため、団体独自の専門性、先駆性を活かした提案が期待され、行政では気づかないような課題解決の方法が発見できるというメリットがあります。ただし、提案が行政課題と一致するとは必ずしも限らないことが難点です。

もう一つの課題設定型は、中央区側がテーマや事業を指定し、これに対する企画案を公募する仕組みです。テーマは、行政との協働により一定の効果を上げている子育てや高齢者などの福祉対策や、エコや緑化などの環境対策などが有効と考えます。行政課題に合致した事業が提案され、複数の提案がされた場合には比較検討もできるため、より優れた企画を選定できるのが利点です。ただし、テーマを絞ることにより、団体独自の専門性、先駆性が制約されてしまうことと、提案数が少なくなるという弱点があります。

したがって、これら 2 つの方式を組み合わせることで互いの弱点を補い、より地域のニーズに適した協働事業を展開していくことが最善策であると考えられます。

中間支援拠点を中心とした中央区の協働事業は、自由提案型・課題設定型共に、下記のような「23 の行程」を想定しています。

③中間支援拠点を中心とした協働事業のながれ (20 頁(5)協働のイメージ参照)

ステップ1 事業の構築

- 1) 市民活動団体は中間支援拠点に地域課題解決に向けた事業の提案や相談をします。



- 2) 中間支援拠点が市民活動団体からの事業の提案内容や相談内容を確認します。中間支援拠点では、常時、協働の手法で解決できる行政課題を区と共有することにより、この確認作業を円滑に実施します。



- 3) 中間支援拠点が課題解決に向けて関連する団体との話し合いの場（プラットフォーム）を形成します。



- 4) その後、中間支援拠点が市民活動団体に対して事業構築を支援します。



- 5) 市民活動団体が実際に事業構築を行います。



ステップ2 実施に向けたコーディネート

- 6) 市民活動団体の事業構築を受け、中間支援拠点が提案先や必要な資金のコーディネートを行います。協働事業として提案できるかどうかを検討する審査基準は、第三者審査機関が作成する選定基準によるべきですが、主なポイントの例示としては次の3点が考えられます。

（例示）

- A 行政課題に合致しているか？
- B 公共性があるか？
- C 団体の活動実績、事業遂行能力があるか？

<ケース1> A、B、Cのうちのいずれかに該当する場合

審査基準の主なポイントすべてに該当しないものの、A、B、Cのうちのいずれかに該当する場合は、財団等の各種機関の助成金活用への支援を行い、財政面から活動を支援することで市民活動団体の体力強化につなげていきます。

<ケース2> A、B、Cのすべてに該当する場合

事業内容が、協働事業の審査基準の主なポイントA、B、Cのすべてに該当している場合は、区への協働事業提案を支援します。

審査のポイントA、B、Cのすべてに該当する場合



ステップ3 提案書の作成・提出

- 7) <ケース2>の市民活動団体には中間支援拠点が協働事業の提案書（案）の作成を支援します。



8) 市民活動団体は中間支援拠点の助言を受けながら協働事業提案書（案）の作成を行います。



9) 協働事業提案書（案）をもとに中間支援拠点と区と市民活動団体が同じ席に着き、事業内容の相談・検討・事業計画、区との役割分担等、合意形成に向けた協議を行います。この際のコーディネートを中間支援拠点がを行います。



合意

10) 合意後、中間支援拠点が正式な協働事業提案書の作成を支援します。



11) 市民活動団体は中間支援拠点の助言を受けながら正式な協働事業提案書の作成を行います。



12) 市民活動団体は中間支援拠点に協働事業提案書を提出します。



13) 中間支援拠点は受け取った協働事業提案書と第三者審査機関が審査する際の材料となる情報を区に提出します。



14) 区は協働事業提案書を受け付けます。



ステップ4 提案書の審査

15) 区は協働事業提案書を第三者審査機関へ提出し、選定基準による審査が行われます。



16) 第三者審査機関から区へ審査結果が報告され、その審査結果は区から市民活動団体へ送付されます。なお、区は、その結果を中間支援拠点へも提供するとともに、区民へ公表します。

第三者審査機関による審査で採択された場合



ステップ5 協働事業の実施

17) 区の担当部局が予算を計上し、契約書を締結した後、いよいよ市民活動団体と区による協働事業が実施されます。



18) 中間支援拠点は引き続き市民活動団体と区の調整を行っていきます。



ステップ6 評価と改善

19) 事業終了後、中間支援拠点は市民活動団体の事業報告書の作成を支援します。



20) 市民活動団体は事業報告書を作成し、中間支援拠点を經由して区に提出します。



21) 区は市民活動団体から提出された事業報告書を受け付けます。



22) 区は事業報告書を第三者審査機関へと提出し、評価基準による評価が行われます。



23) 区は第三者審査機関による協働事業の評価を公表します。そして、その評価をもとに、区、提案団体の双方が事業内容を見直し再設計することで、新たな協働事業へと活かしていきます。

(3) 選定・評価方法

①基本的な考え方

協働事業が公共的な財を投入して行う事業である以上、目的の達成度、目的達成手段の適切性、資金面での節減効果、事業実施プロセスの公正性・妥当性については当然評価がなされなくてはなりません。いうまでもなくその評価は、計画——実施——評価——改善のマネジメント・サイクルのもとで新たな事業実施に向けて有効に機能するものでなければなりません。

また、具体的な協働の仕組みづくりの過程で、並行して評価の枠組みづくりを具体的に検討していく必要があります、公正な評価をするための協働事業選定基準や協働事業評価基準を作成していくことが求められます。

②第三者審査機関の設置

協働事業の選定・評価にあたっては、公平性・公正性の確保と情報公開の観点から、評価の具体的なプロセスを区内外の利害関係者以外のさまざまな人材から構成される第三者審査機関に委ねられるべきと考えます。第三者審査機関のメンバーは、学識経験者、非営利活動団体の構成員、社会福祉協議会、商工会議所、区職員などで構成することが望まれます。

③協働事業の選定について

第三者審査機関が市民活動団体から提出された協働事業提案を選定基準に基づき審査した後、審査結果を区に報告します。

④協働事業の評価のながれ

- 1) 協働事業実施後、市民活動団体から区に提出された事業報告書を、評価基準をもとに第三者審査機関が評価します。
↓
- 2) 区より評価結果が公表されます。
↓
- 3) 評価をもとに、区、提案団体の双方が事業内容を見直し再設計することで、新たな協働事業に活かしていきます。

(4) 協働のための人材育成方法

①基本的な考え方

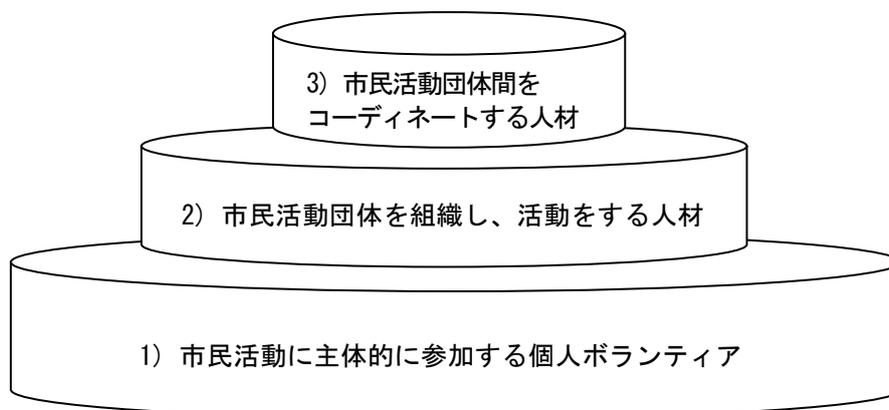
協働活動を本質的に支えていくのは、新しい公共の理念のもと、積極的・主体的に地域の課題に取り組んでいく市民層であり、協働事業の成否は、そうした市民層をいかに育成していくかに懸かっています。

先行する自治体の例をみても、協働活動を支える人材の育成講座やサポーター養成講座などの修了者が、市民活動の支援者として活躍している例は少なくありません。しかし、講座の修了者が即座にNPOなどの組織的活動を開いたり、担うことができるわけではありませんので、適切な指導や助言、相談等によるサポートシステムは不可欠です。

これまでも、市民活動の裾野を広げるという観点では、社会福祉協議会などで取り組んできたボランティア養成なども、引き続き重要な人材育成の手段として位置づける必要があります。

以上の点を踏まえ、

- 1) 地域の課題に関心をもって幅広い市民活動に主体的に参加する個人ボランティア
 - 2) 協働のパートナーとしてNPO等の市民活動団体を組織し、活動をする人材
 - 3) NPO等の各市民活動団体間をコーディネートする人材
- の3層に分けて人材の育成を行うことが必要であると考えます。



なお、人材育成カリキュラムやプログラムの開発・実施については、市民活動全般の総合的な支援機能を有する中間支援拠点が中心的な役割を担い、内容の充実を図ることが望まれます。

また、区職員には、より区民の目線に立った意識啓発を促す研修を定期的実施するなど、区内における協働事業の推進に向けた基盤整備を進めることが必要です。

②中央区における3層による人材育成の仕組み

1) 市民活動に主体的に参加する個人ボランティア

協働事業を継続的かつ安定的に進めていくためには、市民活動団体の活動を支える個人ボランティア層の育成が不可欠です。中央区では、これまで社会福祉協議会主催による「ボランティア入門福祉講座」や「ボランティア出前体験講座」等を通じて、福祉分野を中心とした個人ボランティアの育成に取り組んできました。しかし、区民の価値観の多様化に伴う、地域社会のさまざまなニーズを満たすためには、より幅広い分野における個人ボランティアの参加が求められています。

市民活動に主体的に参加する個人ボランティアの育成のためには、以下のようプログラムの実施が考えられます。

- ア ボランティアに参加するためのきっかけづくりや意見交換の場の提供
- イ 個人ボランティアと市民活動団体をつなぐ交流会や育成講座等の開催
- ウ ボランティアを体験できるイベント等への参加
- エ 各種ボランティア情報の提供

2) 市民活動団体を組織し、活動をする人材

幅広い分野で協働事業を展開していくためには、さらに多くの市民活動団体が組織され、その活動が活発かつ継続的に取り組まれる必要があり、その活動を担う人材の育成は重要です。

区では、これまでも、町会・自治会の役員を中心に、町会・自治会の活性化に向けた講演会の開催や、市民活動団体を対象に「NPO 資金調達講座」等

の専門講座の開催、さらには、「NPO・社会貢献活動専門相談」を実施しており、引き続き、より充実した講座等を実施すべきであると考えます。

協働のパートナーとなりうる市民活動団体を組織し、主体的に活動をする人材の育成手法としては、市民活動団体の運営に不可欠な「ヒト・モノ・カネ・情報」を駆使するノウハウやスキルを身につけるために、以下のようなプログラムの実施が考えられます。

ア NPO 法人・市民活動団体設立のための講座

イ 組織運営に関する専門講座（経営全般・人材マネジメント）

ウ 組織運営に対するコンサルティングの実施

3) 市民活動団体間をコーディネートする人材

行政をはじめ、目標や価値観の異なる各市民活動団体を結びつけ、協働事業をより円滑に進めるためには、各種ニーズに合ったサービスを提供する団体等をマッチングさせていくコーディネーターの育成は重要です。

コーディネーターには、市民活動全般に関する相談、企画・立案、市民活動に関する各種情報提供、町会・自治会、NPO 法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体、企業等の複数の組織をつなぐなど、多岐にわたる能力が求められることとなります。

このような専門性の高い知識と実践的なスキルを有する人材を育成するためには、以下のようなプログラムの実施が考えられますが、より実践的なさまざまな協働活動を経験することによって、主体的にそのような人材が輩出していくことが期待されます。

ア 地域ニーズや市民活動団体の活動情報の提供

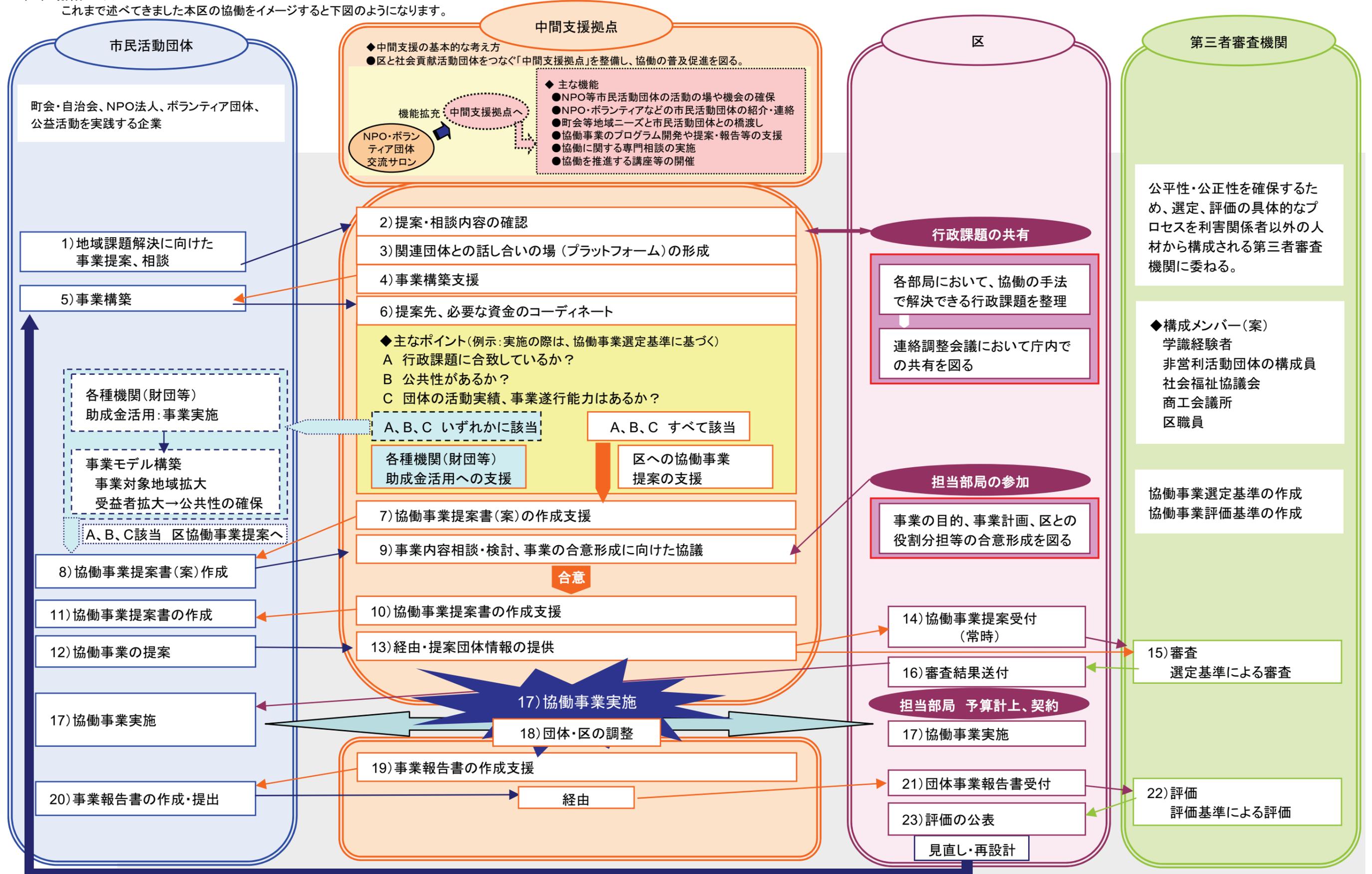
イ 協働コーディネーター養成に関する講座

ウ 市民活動団体との意見交換・交流の機会の提供

なお、コーディネーターを育成するカリキュラムやプログラムの開発においては、中間支援拠点が、専門機関や大学・研究機関と連携しながら、その内容の充実を図ることが望まれます。

(5) 協働のイメージ

これまで述べてきました本区の協働をイメージすると下図のようになります。



資料

1. 中央区協働推進会議について

(1) 設置目的

協働の具体的な方策を検討することにより、地域との協働及び中央区における社会貢献活動のより一層の推進を図り、快適で活力に満ちた「都心型協働社会」の実現に寄与することを目的に設置されました。

(2) 所掌事務

- ① 「地域との協働指針」に基づく事業の推進
- ② 社会貢献活動の具体的な支援策
- ③ 社会貢献活動の推進に必要な事項

(3) 開催経過

中央区協働推進会議は、「地域との協働指針」にも掲げた「都心型協働社会」の実現に向けた基本姿勢のもと、平成19年11月から検討を進めてきました。

回	開催月日	主な検討内容
第1回	平成19年 11月9日	協働推進会議の運営について ・会長選出 ・副会長選出 ・協働——これまでの取組
第2回	平成20年 1月31日	協働意見シートについて ・中間支援のあり方 ・協働の仕組みづくり
第3回	3月14日	協働意見シートについて ・協働事業の評価 ・地域課題を解決していく人材の育成 中間支援のあり方について
第4回	5月7日	中間支援のあり方について
第5回	6月13日	協働の仕組みづくりについて 協働事業の評価について 協働のための人材育成方法について
第6回	7月31日	協働のための人材育成方法について
第7回	9月18日	これまでの議論のまとめ
第8回	平成21年 1月29日	協働のための人材育成について
第9回	4月23日	協働の仕組みづくりについて 中間支援のあり方について
第10回	5月14日	協働のための人材育成方法について 中間報告（構成案）について
第11回	6月11日	中間報告（案）について
第12回	9月14日	中間報告パブリックコメントについて 最終報告に向けた検討
第13回	10月23日	最終報告（案）について

(4) 委員名簿

中央区協働推進会議は、学識経験者 2 名、地域活動団体構成員 2 名、商工会議所、社会福祉協議会、企画部長、区民部長の計 8 名によって構成されています。

	氏名	役職
会長	瀧澤 利行	茨城大学教育学部教授
副会長	山岸 秀雄	NPO サポートセンター理事長 法政大学法学部教授
委員	山井 理恵	明星大学人文学部教授
委員	古澤 悦子	築地七丁目町会婦人部長
委員	安 鳩 潔	東京商工会議所中央支部事務局長
委員	豊田 正文	中央区社会福祉協議会事務局長
委員	小泉 典久	中央区企画部長
委員	斉 藤 進	中央区区民部長（平成 19（2007）年 11 月～20（2008）年 3 月）
委員	小池 正男	中央区区民部長（平成 20（2008）年 4 月～）

2. 中央区協働推進会議（中間報告）に対する区民からの意見の概要と本会議の考え方

募集期間：平成 21 年 8 月 1 日（土）～21 日（金）

ご意見の件数：8 件（FAX 4 件、E メール 4 件）

	寄せられたご意見	協働推進会議の考え方
1	協働の推進に向けた4つの提案に関する意見の概要	
中間支援のあり方	1 「中間支援拠点」の運営主体について、「中間支援拠点」の間に社会福祉協議会が入ることで行政側から見えにくい機構になることはないのでしょうか。	「中間支援拠点」は、区・社会福祉協議会・NPO等が協働し、お互いの特徴や社会福祉協議会のもつ民間性、公共性を活かして、相互の情報の共有、役割分担を行い、より良い「中間支援拠点」となるよう推進していくべきだと考えます。
	2 「中間支援拠点」の場所は、現在のNPO・ボランティア団体交流サロンの場所から、もう少し中央区の中心部に移動できないでしょうか。区民が行きやすいところ、集まりやすいところがいいと思います。	これまで機能してきたNPO・ボランティア団体交流サロンを、さらに発展させながらスタートさせていく考えです。将来的には足を運びやすい「中間支援拠点」となることが望ましいと考えます。
	3 区役所内にNPO活動拠点を置くことで協働の推進が図れると考えます。	
	4 就労支援の観点から、高齢者事業や障がい者事業との連携をどのようにとっていくお考えでしょうか。例えば、「中間支援拠点」に、それらスタッフも入っていただくなどで連携するとののではないかと考えます。	「中間支援拠点」スタッフについては、協働に関する専門的な知識を有する人材を配置すべきと考えています。「中間支援拠点」での相談事業等において、高齢者事業や障がい者事業との連携を図りながら、就労支援も視野に収めていくことが考えられます。
	5 人手としてボランティアが必要ときに、その情報を取りまとめ発信する機能も「中間支援拠点」にもっていただきたい。	P11「中間支援拠点」の機能のうち、イの市民活動団体に関する情報収集・発信に含まれています。
	6 機能の一つに、「協働に関する専門相談の実施」とありますが、相談において、もっとも困難なことのひとつである資金調達に対するの助言・指導の充実を図るべきであると考えます。	P11「中間支援拠点」の機能のうち、オのNPO法人の設立、組織運営に関する専門的支援に含まれています。ご意見のとおり、「中間支援拠点」では、資金調達に対するの助言・指導を含めて、個々のニーズに応じた専門相談を実施していきます。
	7 「中間支援拠点」が市民活動団体から事業提案や相談を受けるだけではなく、中央区内のNPO、ボランティアの現場に出向き提案や第三者機関への推薦などをしたらどうか。	「中間支援拠点」の人的体制に課題はありますが、協働の推進状況を見ながら柔軟に対応していくべきと考えます。
	8 NPO立ち上げ時の一定期間の事務所機能(住所、電話など)を有し、立ち上げに伴う相談支援体制も整えているインキュベーションセンターの必要性を考えます。「中間支援拠点」に是非併設いただきたく考えますがいかがでしょうか。	インキュベーション機能については、今後の「中間支援拠点」での活動状況や市民活動団体の動向を見ながら検討していくべきです。
	9 この案では行政の肥大化を促進するので「中間支援拠点」は、支援金額の少なくとも半額以上は、中央区に頼らずに調達するべきである。	「中間支援拠点」は公設民営であります。公設だからといって、行政の肥大化を促進するものではありません。将来的に自主財源を確保し、運営していくことは、望ましい方向と認識しています。
	10 具体例として、「中間支援拠点」の先進事例の記載をして欲しい。	「中間支援拠点」については、団体の活動状況等、各自治体の背景が異なるため、掲載を考えておりません。
	11 どうしたら、地域の人たちが、顔の見える関係をつくることによって生まれる信頼感をもって、地域の課題解決に向けてつながるのか、みんなで支えあっているのか、そのきっかけ作り・しくみ作りを「中間支援拠点」に期待していますし、どのように協働するかを私たち地域住民が問い続けていくことによって、市民活動団体の自主性・自立性が得られればと思います。	「中間支援拠点」が有効に機能し、個々の団体の活動が活性化するとともに、様々なネットワークを通じて、社会貢献活動の輪がさらに広がることを目指しています。

	寄せられたご意見	協働推進会議の考え方
協働の仕組みづくり	12 「中間報告」では、「委託」の形態を中心に書いていますが、他の形態についても記載して欲しい。	後援や共催等の協働については、既に区として取り組んでいる状況であり、本報告では、協働で取り組む新しい仕組みとして、事業提案型(委託)を検討し、報告しています。
	13 既存の活動団体への、「中間支援組織」による支援を詳しく明記して欲しい。	「中間支援拠点」の主な機能については、P11の記載のとおりです。今後、「中間支援拠点」の活動が進展するなかで、工夫されるものと考えます。
	14 災害時の連携も想定した協働や「災害時における協働計画(仮称)」の策定を、「中間支援組織」を中心に行ってはいかがでしょうか。	「中間支援拠点」では、ご提案の防災など地域の課題解決に向けて、市民活動団体との活発な話し合いを期待しています。その中から協働に至る事業構築がされることが望ましいです。
	15 “23”のステップを大きな段階でくって、理解を手助けするネーミングをつけて欲しい。	
	16 23のステップをイメージしやすくするために、ケースを想定し、具体的なストーリーで説明して欲しい。漫画でそれが書かれればなおよいと思います。	ご意見のとおり、ステップごとのタイトルを追記します。なお、わかりやすいマニュアルを作成して周知すべきと考えます
	17 区の課題の吸い上げでは、活動団体だけでなく、区民から広く提案を受けて、ニーズを掘り起こして欲しい。活動団体による政策討議の場も作っていただければなお良いと考えます。	課題認識について、区では、広聴制度をはじめ、これまでも幅広い層からの情報把握に努めています。協働による課題解決においては、「中間支援拠点」を中心に活発な議論が展開されることを期待します。
	18 NPOの自立を促進する工夫が見られない。	
	19 協働事業により、委託の形でお金が入ることが逆に、その事業やNPO自体の自立を妨げることもつながります。事業やNPO自体の自立までも視野に入れた支援が必要と考えます。また、現在行われているすべての協働事業も改めて評価し、自立の方向への支援をしていく必要があると考えます。	NPOの長期継続的な活動を期待するには、資金面や運営面など、NPO自らが自立して活動されていることが大切です。自立も含めたNPOへの支援については、「中間支援拠点」での専門相談や各種講座など様々なサポートに取り組みます。なお、既存事業の評価については、事業の経緯が異なることなどから「第三者審査機関」の評価ではなく、行政評価制度などを活用すべきものと考えます。
	20 協働推進に向けた区役所内での横断的に連携できる組織のあり方について、「協働推進室(仮称)」をおき、各部署への招集権を併せ持つ必要があると考えますがいかがでしょうか。	区の組織体制についての回答は控えますが、円滑な協働の推進が図れる体制が求められます。
	21 委託事業化が至らないケースのフォロー体制について、さらに詳細な記載の充実をお願いします。	フォロー体制については、P16、23に記載のとおりです。
	22 16ページの<ケース1>「体力強化につなげていきます。」の後に「関連部署の積極的な現場を見る、聴く、こととの交流によって更なる地域活動の活性化につなげる」という趣旨の文書を追記して欲しい。	ご指摘の交流も一考ではありますが、個々のケースにより支援は多々あります。まずは、団体自らの活動基盤を強化することが大切であるということを指摘しています。
	23 協働のイメージに記載してある事項は、基本的にすべての段階が公開されるべきと考えますが、透明性をどのように担保していくのか教えてください。	提案団体としての事業ノウハウの流出等、事業構築段階等では公開に適さないものもあり、すべてを公開することが団体活動を阻害する恐れも有ります。しかしながら、事業選定や評価については公平性・公正性の観点から情報の公開が求められます。
	選定・評価方法	24 事業構築の段階(「協働事業選定基準」をもとにした評価)でも、「第三者審査機関」の評価があった方がよくはないでしょうか。
25 「最終報告書」では、「協働事業選定基準(案)」を例示すべきと考えます。		「協働事業選定基準」は、選定、評価の具体的なプロセスを担う「第三者審査機関」により作成するべきものと考えます。
26 「第三者審査機関」の構成メンバーは、公募区民やPTAなど広く区民代表も入っていただくべきではないでしょうか。		「第三者審査機関」については、学識経験者、非営利活動団体の構成員、社会福祉協議会、商工会議所、区職員などで構成することが考えられます。委員の選任、任期については、公平性・公正性の観点から求められるとともに、選定評価基準のブレが生じないような審査会運営が必要だと考えます。
27 「第三者審査機関」の人選や任期はどのように決めるのでしょうか。選定評価の基準のブレを生じないための方法は考えているのでしょうか。		
28 「第三者審査機関」の審議は、公開にすべきと考えます。		公開の方法については、「第三者審査機関」において検討いただくこととなります。

		寄せられたご意見	協働推進会議の考え方
協働のための人材育成	29	人材育成の仕組みの各項目について、さらなる解説や各地の先進的な取り組みの事例があればあげていただきたいと考えます。	中央区における現状や先行事例を踏まえ、今後、「中間支援拠点」で取り組むべきものであり、掲載は考えておりません。
	30	専門講座は非常に高度な内容となるので、都や他区との開催や、区職員の新人研修との共同開催など講座を充実させるべきと考えます。また、修了者にはキャリアとして有効活用できるよう認定したり、学会発表や専門誌記載までの支援をすべきと考えます。	ご指摘の点についても、「中間支援拠点」における実績を見ながら、講座や支援策を充実させていくべきと考えます。
	31	協働活動を進めるということは、行政が縦割りを崩すこと、そして上からではなく、区民に近い目線にたつことにつながると思います。区職員の意識啓発等の内容がただのおさなりの研修にとどまらずに、課題や情報を共有して区民の頼もしい味方として、ともに歩んでいける同僚者としての区の職員となっていたできるようにと期待しています。	協働を推進するにあたり、区民の目線に立った区職員の意識啓発について追記します。
	32	ボランティア層の育成が不可欠と同様に、区職員に対する意識啓発等の研修も必須である。協働推進のために、どのような職員研修を実施するのか、もう一步踏み込んでの記載をお願いします。	
2 「中央区協働推進会議」に関する意見の概要			
	1	「協働推進会議」の議事録を公開いただきたい。	議事録の要旨について、区ホームページで公開いたします。
	2	委員の選出方法を教えて欲しい。	「協働推進会議」につきましては幅広く意見を聞き、地域の実情に応じた有意義な議論ができるよう、学識経験者、地域活動団体構成員、商工会議所、社会福祉協議会および区職員(企画部長、区民部長)から選出いたしました。
3 今後のスケジュールに関する意見の概要			
	1	報告書記載内容について、来年度からの実施に向けた予算化をお願いします。	「協働推進会議」は予算化についての権限を持ち合わせませんが、報告書の提案実現を望んでいます。
	2	「最終報告書」が出来上がった段階で、理解を深めるために、報告書発表会を開催していただきたい。	「最終報告書」の公表については、説明する場を設けるなど、幅広く周知されることが望まれます。
4 その他の意見の概要			
	1	基本的な事項であるものの「NPO」、「NGO」、「ボランティア」等の用語解説を入れるべきであると考えます。	用語解説については、「地域との協働指針」に掲載されているため、本報告書では掲載を考えておりません。
	2	「中間支援拠点」、「第三者審査機関」の活動を監査する組織は必要ないのでしょうか。	「中間支援拠点」は、社会福祉協議会が実施していくので一定のチェック機能が入ると考えます。「第三者審査機関」は、事業実施をするわけではなく、事業の審査・評価を専任する組織であり、監査をする組織は必要ないと考えます。
	3	区職員が休日に活動現場を見る・耳を傾ける、定時後・休日にセミナーに参加するについては、動機づけの一つとして手当を検討してもよいのでは	区職員が活動の現場を知ることはとても大切だと考えます。動機づけについては、職員研修等を通じて、職員の意識啓発を図っていくことが必要だと考えます。
	4	中央区とNPOの協働を定めた条例が必要だと考えます。	多くの自治体で指針を策定しており、いくつかの自治体では条例化も見られます。中央区では18年3月に、協働の基本的な考え方を示した「地域との協働指針」を策定しており、今後、本指針に基づき協働事業が展開されるものと考えます。
	5	今までの区の協働事業を整理した表をつけて欲しい。	
	6	区が協働推進を図っていく、その意図を明確に再確認するため、「地域との協働指針」の中の理念を詳述すべきと考えます。	「地域との協働指針」に掲載されているため、本報告書では掲載を考えておりません。
	7	都の協働に関する動向や方針についての要約も、掲載して欲しい。	本報告書は、「地域との協働指針」に基づく事業の推進等、区からの検討課題に対する結果を報告したものです。
	8	現状では、中央区にあるボランティアやNPOなどが、どれ位あり何を行っているかわからない中、団体間をどのように活性化し、繋がりを果たすのか。	「協働推進会議」では、ご指摘のような課題を解決するため、協働の推進に向けた4つの提案を行いました。

		寄せられたご意見	協働推進会議の考え方
	9	協働推進に関して、他区のモデルケースの引用、比較検討してもよいのではないかと。	「協働推進会議」では、他自治体の先行事例について、そのメリット、デメリット等を比較検討するとともに、本区の地域特性や活動団体の状況等も踏まえて、総合的に検討し、報告書としてまとめています。
	10	報告書で説明されている協働の仕組みは、地域向上のために非常に有効である。この仕組みを活用して活発な協働事業を提案していきたい。	区の課題解決に向けた事業提案に期待しています。
	11	「中間支援拠点」大賛成です。行ってみたいと思います。	「中間支援拠点」の円滑な運営に当たっては、多くの皆さんの協力が必要です。ぜひ、活動への協力を含め、ご参加ください。
	12	ボランティア活動をしていく中で、福祉分野以外にもさまざまな問題があると感じています。その中にはNPOの力をお借りして解決できる課題もあると思うし、そこへボランティアとして参加することで私自身も活動の幅を広げたり、新たな知識を吸収することができるかもと期待しています。	「中間支援拠点」では、幅広い市民活動に主体的に参加する個人ボランティアの育成や、活動団体の紹介を行います。ぜひ、ご活用ください。

中央区協働推進会議報告書

刊行物登録番号
21-069

平成21(2009)年10月

発行 中央区区民部地域振興課
中央区築地一丁目1番1号
☎ 03(3546)5686

印刷 株式会社 常陸紙工印刷社
東京都中央区日本橋蛸殻町2-10-11

